

第2回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月22日(火) 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	山本信男			3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
		10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(2名)

2	山本弥須弘	9	清家壽秋				
---	-------	---	------	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第5 議題第12号 鬼北町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第2回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を谷口会長からいただきたいと思ひます。</p>
会長	<p>こんにちは。心配されておりました台風6号、7号の方も被害に遭われた方に関しては申し訳ない表現になるかもしれませんが、鬼北町としては最小限度の被害で済んだと思ひます。ただ、台風が過ぎた後、天気になって稲刈りが順次順調に進んでいくかと思ひきや、天気が崩れてなかなか作業が思うように進んでいないのではないかなと想像して思ひます。ましてや暑いというか猛暑の中の作業となりますので熱中症や作業での怪我などないように作業を進めていっていただけたらと思ひます。それから、もう一点は今回の総会が自分たちの委員会の始まりだと思ひておりました。前回は前任の委員さんの案件ということで事務局が報告を行いました。ここからは新しい農業委員での報告となりますので、農業委員さんそれから推進委員さん大変暑い中合ご苦勞様であります、責任感を持ってしっかりとやっていただけたらと思ひます。まだまだ不慣れでするので難しいところもあると思ひますけど最後までご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12名</u>であります。</p> <p><u>山本農業委員、清家農業委員、岡本推進委員、出口推進委員、山本推進委員、橋本推進委員</u>より欠席の連絡を受けておりました。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第2回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>3番 篠崎 英明 委員、4番 渡邊 康志 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、^{ひょうどうともゆき}兵頭知幸委員より説明願ひします。</p>

兵頭委員	失礼します。議席番号13番 兵頭です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位1番 説明】
兵頭委員	8月16日に譲受人、出口推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、兵頭知幸委員より説明願います。
兵頭委員	失礼します。議席番号13番 兵頭です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位2番 説明】
兵頭委員	8月16日に譲受人、出口推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位2番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申

	請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、 ^{しのざきひであき} 篠崎英明委員より説明願います。
篠 崎 委 員	失礼します。議席番号3番 篠崎です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位3番 説明】
篠 崎 委 員	8月16日に譲受人、橋本推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位3番 説明】
篠 崎 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
議 長	はい、山下委員。
山 下 委 員	議席番号10番山下です。許可後所有権移転贈与となっているのですが譲受人と譲渡人これ関係が逆になっているんじゃないんですかね。譲渡人が要請を受容し譲り受けることとされているんですが。
事 務 局	失礼します。おっしゃる通り逆となっておりますので、書士に連絡して正しいものに差し替えをしていただきます。
議 長	他に質問はありませんか。
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位4番について、 ^{なかもとたかし} 中本 誉委員より説明願います。
中 本 委 員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番につ

	いて説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位4番 説明】
中本委員	8月16日に譲受人、毛利推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位4番 説明】
中本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
芝委員	推進委員の芝ですが、所有の農機具を記入する欄に管理機と書かれているんですが、管という字が草冠になっているんですが、この方の他のところでも維持管理というところも草冠になっているんですが字を間違っているのではないですか。
事務局	失礼します。ご本人に連絡して正しい漢字に訂正してもらいます。
議長	他にご質問ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員 <small>ともゆき</small> に交代します
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。 それでは順位5番について、谷口雄記委員 <small>ゆうき</small> より説明願います
谷口委員	失礼します。議席番号14番 谷口です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位5番 説明】
谷口委員	8月16日に譲受人、田中推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第9号 順位5番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	順位6番について、 ^{わたなべやすし} 渡邊康志委員より説明願います。
渡邊委員	失礼します。議席番号4番 渡邊です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位6番 説明】
渡邊委員	8月16日に譲受人、杉本推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位6番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位7番について、 ^{なかもとたかし} 中本 誉 委員より説明願います。
中 本 委 員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位7番 説明】
中 本 委 員	8月16日に譲受人、毛利推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位7番 説明】
中 本 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位7番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位8番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡 邊 委 員	失礼します。議席番号4番 渡邊です。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第9号 順位8番 説明】
渡 邊 委 員	8月16日に譲渡人、譲受人、杉本推進委員、事務局3名、私の計7名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第9号 順位8番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位8番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、中本 ^{たかし} 委員説明願います。
中 本 委 員	失礼します。議席番号5番 中本です。 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
中 本 委 員	8月16日に譲受人、毛利推進委員、事務局3名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第10号 順位1番 説明】
中 本 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、中本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第4 議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたしま

	す。 順位1番について事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番を読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第11号 順位1番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	ただ今、順位1番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第12号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」を議題といたします。 農林課の担当職員より説明願います。
担当職員	失礼します。議案第12号「鬼北町農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」を説明いたします。 下段の提案理由をご覧ください。 提案理由につきましては、愛媛県農業経営基盤強化促進に関する基本方針が変更されたことに伴い、構想の見直しを行うというもので、基盤法施行規則第7条に基づき、町長より見直し案に対し意見を求められたものであります。 内容について、説明をさせていただきます。
	【議案書に基づき 議案第12号 説明】
担当職員	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	只今、説明が終わりました。 これより質疑・討論を行います。 ご意見ありませんか。
議長	はい、芝委員。
芝委員	推進委員の芝ですが、今の説明ですが、現在は経営基盤強化促進法の利用

	<p>権設定でやってますよね。今後は農地中間管理機構を通した利用権設定に変わるということになるんですよね。そうすると契約自体違いますよね。今までの利用権設定が出来なくなるってことですよね。</p>
担 当 職 員	<p>地域計画ができるまでは経過措置として利用権設定がこれまで通りできます。これが公布されるとすべてが中間管理機構を通したものに。</p>
芝 委 員	<p>それはなにか目的があるんですか。たとえば単純に考えたらヤミ小作が増えるんじゃない。中間管理事業の場合は10年以上ですか。</p>
事 務 局	<p>いいですか。中間管理事業で契約を結ぶと原則10年以上です。ただし、1年、5年でも認められはするんですけど原則は10年以上です。実際、利用権設定が無くなる令和7年度から利用権設定が無くなるというのは県内でも各農業委員会からかなり意見も出ておまして、今、芝推進委員さんから言われたようにヤミ小作がかなり増えるんじゃないかと。というのが、どうしても中間管理事業というのは間に愛媛農林漁業振興機構が入る契約の仕方なんです。AさんとBさんの貸し借りというのが、Aさんから機構に農地を預けて、機構からBさんに貸し出す。これに対するメリットというのが、借り手の方がかなり大きく面積をされている場合、上納を収める手間とかお金を払う手間が省けるといふ部分くらいで他に特段メリットがそんなに私たちが探すにないんですが。大きい方については結局機構が借り手の方からお金を集めて機構から貸し手の方にお金を払うというシステムになるので基本上納はだめです。お金のやり取りのみ。そうすると先ほど言われたようなヤミ小作が増えるんじゃないだろうかということはいい続けてはいるんですが、これ国の方針でそういう方向に定められてしまったのでこちらは最終的に決まってしまうとどうにもならない。中間管理事業がもしそうなるのであれば、貸し借りが中間管理機構を使うか農地法第3条の貸借か使用貸借という方法のこの2種類しかできなくなります。農地法第3条にしてもこの農業委員会の総会に諮らないといけないし、今の3条の手続きになるんですが、機構の権限がどこまで権限移譲とかが行われるか、できる限り今の利用権に近い形にならないと、中間管理機構を使うと公告期間などもあって最低3カ月かかるんですよ。今の利用権設定であれば早ければ2カ月、タイミングによっては1カ月半、毎月月末まで締めて次の総会なんで最短で行けば二十日間で利用権設定できるんですけど中間管理事業になると早くても3カ月です。今後の様子を見ながらですが、芝推進委員さんが言われたようなことは懸念として持っています。今の段階としてはここまでのことしか答えられない状態です。</p>
議 長	<p>いつもこの国から出たものとか県とかから出てくるのはすごい難しい。僕らが普段に使わない言葉の組み合わせなんで、全然内容が頭に浮かんでこなくて。今のように芝推進委員さんが質問をしてくれたので形的なものは見えてくるんだけど、そんな感じかって感じなんですけど、もう少し皆さんに知ってもらうためには事務局なりなんなりがかみ砕いた言葉で提供できるような形が必要でこのままの状態だと伝わっていきにくいんじゃない</p>

		いかなって考えております。
議	長	他になにかありませんか。
		(質問、意見等なし)
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第12号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」、説明のとおり承認する事にご異議ございませんか。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第12号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想について」、説明のとおり承認する事と決定させていただきます。
議	長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議	長	以上で第2回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		3番
		4番